

2 森林環境教育に関する県・国の施策の方向

山梨県の条例及び計画

□山梨県環境基本条例(平成 16 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

□山梨県環境基本計画(平成 17 年 2 月 10 日策定)

第 5 章 環境の保全と創造のための施策の展開

第 5 節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

5-1 多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進

- (1) 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、環境教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育等を通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
- (3) 学校、民間団体、地域との連携を図る中で、こどもエコクラブ※や緑の少年隊※などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても緑について学ぶ機会を提供します。
- (4) 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。
- (5) 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- (6) 県有施設を中心に、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけるための学習の機会を提供します。
- (7) 自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会のある場」として認定します。
- (8) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

第 6 章 重点的に取り組む施策

第 2 節 健全な森林・豊かな緑の保全

2-2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切に作る心を育てるための、緑を活用した教育プログラムを推進します。
- (3) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。

□やまなし環境教育実践指針（平成 21 年 3 月策定）

□やまなし環境教育等推進行動計画（平成 25 年 3 月策定）

国の法律、指針等

□環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年 10 月 1 日施行)

（基本理念）

第三条 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性を踏まえ、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度が養われることを旨として行われるとともに、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得よう努め、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。

3 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これを維持管理することの重要性について一般の理解が深まるよう、必要な配慮をするとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意し、並びに農林水産業その他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向上並びに地域における環境の保全に関する文化及び歴史の継承に配慮して行われるものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（学校教育等における環境教育に係る支援等）

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、環境と人との関わりが総合的に理解できるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、校舎、運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促進するとともに、当該施設を活用し、教育を通じた環境保全活動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、前二項に規定する国の施策に準じて、学校教育及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 国は、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する施策及び前項に規定する措置に関し必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第十七条の規定による情報の提供（第十一条第七項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む。）その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材等が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするものとする。
- 7 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

□環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(平成 24 年 6 月、平成 30 年 6 月閣議決定)

1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

(3) 取組の基本的な方向

② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972 年（昭和 47 年）の「ストックホルム人間環境宣言」において、その重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、① 環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する 態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に 結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

環境教育は、このような指摘等から分かるように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、生涯にわたって行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

また、現在、人々の環境配慮行動や環境教育等実施状況を鑑みると、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲をはぐくむための「体験活動」を促進することが重要です。

さらには、第五次環境基本計画に「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」といった考え方が掲げられました。

環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の方向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

ア 環境教育がはぐくむべき能力

環境教育によって育成することを目指す人間像は、1（2）「環境保全のために求められる人間像」において示したとおりですが、そうした人間に求められる能力として、知識や思考力といった認知的な側面や、心情、態度、意欲及び感性など社会・情動的な側面の両面から捉える必要があり、大きくは、「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらをはぐくむのが環境教育の役割だということができます。

・「未来を創る力」

社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
課題を発見・解決する力
客観的・論理的思考力と判断力・選択力
情報を活用する力
計画を立てる力
意思疎通する力（コミュニケーション能力）
他者に共感する力
多様な視点から考察し、多様性を受容する力
想像し、推論する力
他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
地域を創り、育てる力
新しい価値を生み出す力 等

・「環境保全のための力」

地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
環境保全のために行動する力 等

イ 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。

このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、「ウ」において記述する手法を行うことを前提として、以下の要素を重視していきます。

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

なお、いのちの大切さを学ぶことについては、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要です。

この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

これらの内容は、身近な自然や地域の身近な課題を教材とすることで、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

ウ 環境教育において特に重視すべき手法

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習に参加する者から気づきを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点が重要となります。人は人とのつながりの中で、知識を得て、理解を深め、価値観を形成させていきます。身近な家族や仲間のみならず、時には、日常や人生の過程で深く接して来なかった人との出会いが、つながりの本質や、自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。

特に、その手法としてこれまでも重要とされてきた「体験活動」は、この観点から意義や内容等を捉え直す必要があります。体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。

また、その学びのプロセスについても、感性を働かせるというインプットだけでなく、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するというアウトプットまでを含めた一連の過程として整理する必要があります。

こうした学びの実践においては、以下の点に留意することで、これまでになかった気づきや感動を得られるほか、自尊感情や創造性を高めることができます。また、実践者においても、参加者の生き生きとした表情や態度を間近に見て、自尊感情等が高まることで、新たな取組の発案・創造につなげることができます。この学びは、学校教育における環境教育の実効性の向上に寄与するほか、企業の社員教育や地域住民に対する普及啓発にも有用です。

【体験活動を通じた学びの実践に求められる要素】

- ・「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- ・学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- ・感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- ・体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- ・活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- ・人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
- ・自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- ・褒められる機会が組み込まれていること。等

また、この「体験活動」を通じた学びを行う際には、特定の地域からの視点を持ったもの、特定の地域を拠点としたものとするすることで、上述の効果に加え、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進、地域間の交流人口やその地域を応援する関係人口の増加、地域の企業や地域自体の価値・活力の向上など複合的・波及的な効果が創出され、「地域循環共生圏」の創造にもつながっていきます。こうしたものは地域間の交流を促進する体験活動として特に積極的に進めていくことが必要です。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントにしてはなりません。そのためにも、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果（意識や行動の変容、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要であります。この際、SDGsは各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与するかというストーリーを考える上で旗印となり得ます。

③ 協働取組についての取組の方向

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、国民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とも言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

- ・ 対等な立場と役割分担
- ・ 相互理解と信頼醸成
- ・ コーディネーターやファシリテーターの活用
- ・ 情報公開と政策形成への参画

□第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)

第2部 環境政策の具体的な展開

第1部第1章に記載された環境・経済・社会の状況にあるとおり、2030年の持続可能な開発目標を定めたSDGsや、温室効果ガス排出削減に関する2030年の中期目標、今世紀後半の長期的目標を定めたパリ協定を踏まえると、本計画においては、2030年、2050年に目指すべき姿を見据えつつ、今後5年程度に実施すべき施策を対象とし、第四次環境基本計画の点検結果も踏まえ、第2部に掲載されている各施策を実施する。

第1章 重点戦略設定の考え方

1. 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定

現下の複合的な課題を解決するに当たっては、個別分野において各計画が策定されていることも踏まえながら、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な戦略を設定することが必要である。

持続可能な社会の構築のためには、まず、我々の経済活動を持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済へと転換していく必要がある。また、経済社会活動の基盤たる国土が持続可能であり、災害に対する強靱性を有していることが不可欠である。さらに、その国土に存立する各地域においては、その地域に賦存する資源を有効に活用することによる経済的・社会的課題の解決策の提示が求められる。都市と地方の交流を深め、国民にとって身近な環境が保全され、環境リスクが一層低減された空間を形成することにより、健康で心豊かな暮らしを実現することも重要である。

こうした経済、国土、地域、暮らしを支える環境技術の研究・開発・実証・普及が必要不可欠である。また、そうした技術の発展は、地球規模での持続可能な開発や環境負荷の低減に資するとともに、我が国の環境ビジネスの発展にも寄与することも踏まえつつ、我が国として地球全体の環境保全に貢献するための施策を実施していくことが重要となる。

以上を踏まえ、本計画においては、

- (1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- (2) 国土のストックとしての価値の向上
- (3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- (4) 健康で心豊かな暮らしの実現
- (5) 持続可能性を支える技術の開発・普及

(6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築の6つを重点戦略として設定し、第2章において各戦略について詳述するとともに、第3章においては、重点戦略を支える施策を詳述することとする。

上記で示した6つの重点戦略は、内容として重複する部分も生じる。これを構成上厳密に切り分けるよりも、むしろ、各重点戦略が内容的に重なり合う部分があることにより、1つの施策を実施することでより多くの重点戦略を実施することが可能となり、相乗効果が生まれ、持続可能な社会の構築に向け加速化されることとなる。

なお、各重点戦略に掲げられた施策の中には、他の重点戦略にも関連するものもあるが、便宜上、最も関連が深いと考えられる重点戦略に位置付けている。このため、各施策の実施に当たっては、他の重点戦略との関連も十分考慮に入れる幅広い視点を持って展開していくことが求められる。

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

4. 健康で心豊かな暮らしの実現

- (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革
(自然体験活動、農山漁村体験等の推進)

自然とふれあう機会が少なくなっている現代の子どもたちに、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会や日常生活の中で自然を感じたりすることができる自然体験の機会の場を提供するため、子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺づくりや都市の中の身近な自然とふれあえる空間づくり、農山漁村への滞在型体験活動など自然体験のための社会的なシステムを構築する。また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。)第20条に規定する自然体験活動等の体験の機会の場の認定制度の運用を推進する。

第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

5. 各種施策の基盤となる施策

- (3) 環境教育・環境学習等の推進

環境教育・環境学習については、ESDの考え方を踏まえ、環境教育等促進法及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成するほか、とりわけ、以下の点を重点的に取り組む。

①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実

環境教育の実践においては、とりわけ持続可能な社会を創ろうとする心情や課題解決のために必要な能力を生涯にわたって育成していくことが重要である。そのために、国民一人ひとりが、暮らしや身近な自然、地域等を通じて、課題を見いだし、その解決策を考え、自分ごととして実行し、その結果何が変わったかを振り返るような学びを繰り返していくことが求められる。環境教育に関わる実践者一人ひとりが、こうした学びの重要性を改めて認識し、実践できるよう、関係省庁が連携して実践者の育成を図っていく。

②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会の場」の拡充

環境に対する関心や持続可能な社会を創ろうとする意欲等の醸成を図る上で体験学習

は有効であるが、保護者等の参加意向は依然として低いのが現状である。このため、環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定制度、人材認定等事業登録制度、環境保全に関する協定制等度を積極的に活用して、企業等と連携を図りながら、体験学習の実効性を高める指導者の育成を含め、国民が興味を持って参加し、持続可能な社会を創ろうとする心情（心）や課題解決を図る能力（力）の育成につながる「体験の機会の場」の拡充を図る。

③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの推進

少子高齢化や、地域格差の拡大等により、環境保全活動や持続可能な地域づくりの担い手の減少が懸念される。一方、働き方改革により、仕事以外のことに目を向けることが可能となる時間が増大するとともに、新卒で会社に入り、定年で引退するという単線型の人生を一斉に送る社会ではなくなり、学び直しも人生の一部となっていく時代が来る。

こうした時代背景を踏まえて、若者、社会人、定年を控えた方等を対象に多様な環境保全活動や持続可能な地域づくりへの参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進する。

④環境人材を育成する事業者の取組への支援

企業経営の中により適切に環境の視点を取り入れ、新たな企業価値を創出していくため、環境経営や環境保全に取り組み、経済・社会のグリーン化を牽引する人材、すなわち、環境人材を企業内外で育成するための取組を促進する。

□森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月閣議決定）

第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(11)国民参加の森づくりと森林の多様な利用の推進

②森林環境教育等の充実

E S D（持続可能な開発のための教育）に関するグローバル・アクション・プログラムがユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択され、我が国においても、E S Dの取組が進められていることを踏まえ、持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進する。具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木材の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。国有林においても、フィールドや情報、技術指導等を推進する。

□小学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)

小学校学習指導要領における森林に関連する記述は次のとおりです（抜粋）。

(1) 直接的に森林に関連する記載

教科	学年	記載内容
社会	5 年	<p>内容</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを</p>

		<p>理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(イ) 森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>内容の取扱い</p> <p>(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ウ イの(イ)及び(ウ)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p>
--	--	--

(2) 扱い方により森林に関連する記載

教科	学年	内容
生活	1, 2年	<p>目標</p> <p>(1) 学校、家庭及び地域の生活に関わることを通して、自分と身近な人々、社会及び自然との関わりについて考えることができ、それらのよさやすばらしさ、自分との関わりに気付き、地域に愛着をもち自然を大切にしたり、集団や社会の一員として安全で適切な行動をしたりするようにする。</p> <p>(2) 身近な人々、社会及び自然と触れ合ったり関わったりすることを通して、それらを工夫したり楽しんだりすることができ、活動のよさや大切さに気付き、自分たちの遊びや生活をよりよくするようにする。</p> <p>内容</p> <p>1の資質・能力を育成するため、次の内容を指導する。</p> <p>(5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わることなどに気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。</p> <p>(6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。</p> <p>(7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする。</p>
理科	全体	<p>目標</p> <p>自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p>

		<p>(2) 観察, 実験などを行い, 問題解決の力を養う。</p> <p>(3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。</p>
3年	<p>目標</p> <p>(2) 生命・地球</p> <p>① 身の回りの生物, 太陽と地面の様子についての理解を図り, 観察, 実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>② 身の回りの生物, 太陽と地面の様子について追究する中で, 主に差異点や共通点を基に, 問題を見いだす力を養う。</p> <p>③ 身の回りの生物, 太陽と地面の様子について追究する中で, 生物を愛護する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。</p> <p>内容</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(1) 身の回りの生物</p> <p>身の回りの生物について, 探したり育てたりする中で, それらの様子や周辺の環境, 成長の過程や体のつくりに着目して, それらを比較しながら調べる活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに, 観察, 実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 生物は, 色, 形, 大きさなど, 姿に違いがあること。また, 周辺の環境と関わって生きていること。</p> <p>(イ) 昆虫の育ち方には一定の順序があること。また, 成虫の体は頭胸及び腹からできていること。</p> <p>(ウ) 植物の育ち方には一定の順序があること。また, その体は根, 茎及び葉からできていること。</p> <p>イ 身の回りの生物の様子について追究する中で, 差異点や共通点を基に, 身の回りの生物と環境との関わり, 昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見いだし, 表現すること。</p>	
4年	<p>目標</p> <p>(2) 生命・地球</p> <p>① 人の体のつくりと運動, 動物の活動や植物の成長と環境との関わり, 雨水の行方と地面の様子, 気象現象, 月や星についての理解を図り, 観察, 実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>② 人の体のつくりと運動, 動物の活動や植物の成長と環境との関わり, 雨水の行方と地面の様子, 気象現象, 月や星について追究する中で, 主に既習の内容や生活経験を基に, 根拠のある予想や仮説を発想する力を養う。</p> <p>③ 人の体のつくりと運動, 動物の活動や植物の成長と環境との関わり, 雨水の行方と地面の様子, 気象現象, 月や星について追究する中で, 生物を愛護する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。</p> <p>内容</p> <p>B 生命・地球</p>	

		<p>(2) 季節と生物</p> <p>身近な動物や植物について、探したり育てたりする中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。</p> <p>(イ) 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。</p> <p>イ 身近な動物や植物について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、季節ごとの動物の活動や植物の成長の変化について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。</p>
5年		<p>目標</p> <p>(2) 生命・地球</p> <p>① 生命の連続性、流れる水の働き、気象現象の規則性についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>② 生命の連続性、流れる水の働き、気象現象の規則性について追究する中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力を養う。</p> <p>③ 生命の連続性、流れる水の働き、気象現象の規則性について追究する中で、生命を尊重する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。</p> <p>内容</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(1) 植物の発芽、成長、結実</p> <p>植物の育ち方について、発芽、成長及び結実の様子に着目して、それらに関わる条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 植物は、種子の中の養分を基にして発芽すること。</p> <p>(イ) 植物の発芽には、水、空気及び温度が関係していること。</p> <p>(ウ) 植物の成長には、日光や肥料などが関係していること。</p> <p>(エ) 花にはおしべやめしべなどがあり、花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり、実の中に種子ができること。</p> <p>イ 植物の育ち方について追究する中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p>
6年		<p>目標</p> <p>(2) 生命・地球</p> <p>① 生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化、月の形の見え方と太陽との位置関係についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。</p> <p>② 生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと</p>

		<p>変化，月の形の見え方と太陽との位置関係について追究する中で，主にそれらの働きや関わり，変化及び関係について，より妥当な考えをつくりだす力を養う。</p> <p>③ 生物の体のつくりと働き，生物と環境との関わり，土地のつくりと変化，月の形の見え方と太陽との位置関係について追究する中で，生命を尊重する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。</p> <p>内容</p> <p>(2) 植物の養分と水の通り道</p> <p>植物について，その体のつくり，体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 植物の葉に日光が当たるとでんぷんができること。</p> <p>(イ) 根，茎及び葉には，水の通り道があり，根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。</p> <p>イ 植物の体のつくりと働きについて追究する中で，体のつくり，体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。</p> <p>(3) 生物と環境</p> <p>生物と環境について，動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で，生物と環境との関わりに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 生物は，水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。</p> <p>(イ) 生物の間には，食う食われるという関係があること。</p> <p>(ウ) 人は，環境と関わり，工夫して生活していること。</p> <p>イ 生物と環境について追究する中で，生物と環境との関わりについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。</p>
図画 工作	1・2年	<p>内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 表現の活動を通して，発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 造形遊びをする活動を通して，身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや，感覚や気持ちを生かしながら，どのように活動するかについて考えること。</p> <p>指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(6) 材料や用具については，次のとおり取り扱うこととし，必要に応じて，当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり，その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。</p> <p>ア 第1学年及び第2学年においては，土，粘土，木，紙，クレヨン，パス，はさみ，のり，簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用い</p>

		ること。
	3・4年	<p>指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。</p> <p>イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘くぎ、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。</p>